

山梨県公報

第二千二百四十三号

平成二十四年

七月九日

月 曜 日

目次

告 示

保安林の指定施業要件の変更予定(二件).....	三九三
換地計画の決定.....	三九三
道路の区域変更.....	三九四
指定代理金融機関の指定の一部改正.....	三九四
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件).....	三九四
平成二十四年度行政書士試験の実施.....	三九五
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表.....	三九九
国土調査の成果の認証.....	四〇一
土地改良区役員の退任及び就任.....	四〇一
開発行為に関する工事の完了について.....	四〇二

告 示

山梨県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年七月九日

山梨県知事

横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年七月九日

山梨県知事

横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

県営畑地帯総合整備事業玉宮地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年七月十日から同年八月七日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申出期間

平成二十四年八月八日から同年八月二十二日まで

山梨県告示第二五五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 都留道志線

三 道路の区域

区 間	都留市上谷官有無番地先から 都留市下谷鍛冶屋坂上官有無番地先まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		新	旧	
		八・三 六三・一	六・五 一三・〇	二五八・八 二五八・八

山梨県告示第二五五十六号

指定代理金融機関の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横内正明

表中「梅田支店」を「梅田営業部」に改める。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ナチュラルライフサポート・七色

2 代表者の氏名 清水 佐知子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市大里町二千九百四十一番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、在宅で療養生活を営む疾病、或は障害を持つ子供からお年寄と、それを支える家族介護者まで全ての人が、心身ともに健やかに、その人らしく自然な姿で、尊厳ある生活が送られるよう、保健・医療・福祉に関する相談及び具体的な支援活動を行う。又、講演会やセラピー活動を通し、広く社会全体の心身の健康維持・増進、豊かさの創造に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人心音会ほこあぼこ

2 代表者の氏名 鈴木 美枝

3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町

4 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ利用者またはその他の市民に対して、彼らの意向を尊重し多様な福祉サービスを提供し、個人の尊厳を保持し、社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年七月三日から同年九月二日まで

● 平成二十四年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年七月九日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成24年11月11日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会 情報通信・個人情報保護 文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成24年8月6日(月)から9月7日(金)まで

イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月7日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオを御覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間 平成24年8月6日(月)から8月31日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求

してください。

(8月31日必着のこと)

○ 名称 (財) 行政書士試験研究センター

○ 住所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成24年8月6日(月)から9月7日(金)まで

○ 配布場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部私学文書課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館 3階		
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎	8:30～ 17:00	
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎		
山梨県庁西別館1階	甲府市丸の内1-8-17 山梨県庁西別館 1階	8:30～ 17:00	土日を含む
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書がある場所を除き、土曜日及び日曜日は配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成24年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月4日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力

を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

- ② 最終日（9月4日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

（財）行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中の特例措置（車椅子の使用、点字受験など）を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みをする前に必ず（財）行政書士試験研究センターへ御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成25年1月28日（月） 午前9時

(2) 方 法 （財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、（財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があつた。

平成二十四年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十三年年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 小 林 義 光

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成23年度決算の要旨を公告する。

平成24年 6月29日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 小林 義光

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
収 入	負担金	2,868,558	9,570,399		107,509	115,441				
	介護分	222,760								
	掛金	2,940,294	4,896,854			112,239				
	介護分	233,297								
	施設収入・商品売上						274,959			
	利息及び配当金	447		213,166	243	343	3,390	403,182	3	1
	介護利息	5								
	その他収入	461,436			44,381	47,710	988	3,005	244,085	597
	他経理から繰入金				19,870					
	前年度繰越支払準備金	459,388								
計	7,186,185	14,467,253	213,166	172,003	275,733	279,337	406,187	244,088	598	
支 出	給付金	3,157,258								
	役職員給与				83,612	28,399	3,392	32,393	1,922	
	旅費・事務費				6,056	2,839	941	933	699	
	商品仕入						5,599			
	飲食材料費						50,840			
	委託費				1,369	3,268	97,420	36	36	
	支払利息			213,166				335,780	587	
	連合会払込金	82,518								
	連合会拠出金	253,102								
	老人保健拠出金	376								
	退職者給付拠出金	248,277								
	前期高齢者納付金	1,438,515								
	後期高齢者支援金	986,761								
	病床転換支援金									
	介護納付金	443,943								
他経理へ繰入金	19,870									
その他支出	7,245	14,467,253		70,346	225,056	147,898	7,862	229,712	10	
次年度繰越支払準備金	482,200									
計	7,120,065	14,467,253	213,166	161,383	259,562	306,090	377,004	232,369	597	
差引当期利益金			0	0	10,620	16,171	△ 26,753	29,183	11,719	1
差引当期短期利益金	54,668									
差引当期介護利益金	11,452									
年度末支払準備金	482,200									

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
資 産	流動資産	1,314,497	804,427	196,245	221,611	373,524	677,839	2,628,678	116,850	43
	固定資産			8,489,070	2,385	62	1,480,164	25,522,901	8,571,586	31,662
資 産 合 計	1,314,497	804,427	8,685,315	223,996	373,586	2,158,003	28,151,579	8,688,436	31,705	
負 債	流動負債	286,790	804,427		56,458	110,971	30,859	26,310,598	132	42
	固定負債	482,200		8,685,315	31,396	38,064	41,524	8,582,861	31,662	
	負債合計	768,990	804,427	8,685,315	87,854	149,035	30,859	26,352,122	8,582,993	31,704
資 本	資本剰余金						1,380,458			
	利益剰余金	545,507			136,142	224,551	746,686	1,799,457	105,443	1
	欠損金									
	資本合計	545,507	0	0	136,142	224,551	2,127,144	1,799,457	105,443	1
負 債 ・ 資 本 合 計	1,314,497	804,427	8,685,315	223,996	373,586	2,158,003	28,151,579	8,688,436	31,705	

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成二十四年七月九日

一 調査を行った者の名称
 山梨県知事 横内正明
 甲府市

二 調査を行った時期
 平成二十一年四月二十日から平成二十三年十二月八日まで

三 成果の名称
 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
 甲府市城東五丁目の全域並びに愛宕町、東光寺町、東光寺一丁目、東光寺二丁目及び東光寺三丁目の各一部
 五 認証年月日
 平成二十四年六月二十七日

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十四年七月九日

一 退任
 山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	杉本 徳治	大月市初狩町中初狩一六四番地	平成二十四年六月十日
副理事長	藤本 英夫	同 七〇五番地	同
同	宮咲 寛也	大月市初狩町下初狩三〇一番地	同
理事	藤本 文彦	同 三三八三番地	同

二 就任

同	渡邊 茂男	同	二二五番地	同
同	杉本 伸	同	三三一五番地	同
同	原 泉	同	三七三番地	同
同	小笠原 一	同	三三二四番地	同
同	小林 忠人	同	一八五九番地	同
同	小林 恭治	大月市初狩町中初狩四八二番地	同	同
同	小林 正憲	同	五二六番地	同
同	小林 斌朋	同	四八五番地	同
同	小林 泰久	同	三三八番地	同
同	小林 清吉	同	八九九番地	同
同	杉本 初男	同	六八六番地一	同
同	杉本 東洋	同	六八〇番地	同
同	杉本 富春	同	一一三四番地	同
同	三枝 正良	同	一八八四番地	同
同	小林 捷利	同	一二五七番地	同
監事	小林 捷一	同	二〇七七番地	同
同	佐藤榮之輔	大月市初狩町下初狩二七二三番地	同	同
同	奈良 正	同	三三九五番地五	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	赤松金次郎	大月市初狩町中初狩二六六番地一	平成二十四年六月二十日
副理事長	天野 俊一	大月市初狩町下初狩三七四番地	
	杉本 富春	大月市初狩町中初狩一三三四番地	
理事	藤本文彦	大月市初狩町下初狩三三八三番地	
	渡邊 茂男	同 一二五番地	
	杉本 伸	同 三三二五番地	
	原 泉	同 三七三番地	
	小笠原 一	同 三三二四番地	
	小林 敬治	同 二〇六三番地	
	小林 斌朋	大月市初狩町中初狩四八五番地	
	杉本 誠一	同 四九二番地	
	小林 正孝	同 三五〇番地	
	小林 泰久	同 三三八番地	
	小林 清吉	同 八九九番地	
	杉本 初男	同 六八六番地一	
	杉本 東洋	同 六八〇番地	
	小林 正章	同 八二五番地	

同	小林 六男	同	二二〇六番地	同
同	中村 英敏	同	二〇九二番地	同
監事	小林 常男	同	三六九番地	同
同	小林 愛明	大月市初狩町下初狩二〇五三番地	同	同
同	奈良 正	同	三三九五番地五	同

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十四年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南都留郡山中湖村山中字大池一四九七の一、一五〇六の三、一五〇六の四、一五〇六の五、一五〇六の六、一五〇六の七、一五〇六の八、一五〇六の一四、一五〇七の一、一五〇七の二、一五〇八、一五〇九、一五二〇の一、一五二〇の二、一五二〇の三、一五二〇の四、一五二〇の五、一五二〇の六、一五二〇の七、一五二〇の八及び一五二一並びに平野字大池三八五六の一及び三八八四の四四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都渋谷区代々木二丁目六番八号 株式会社コーユー倶楽部 代表取締役 村上 昌貴